

35305

山口県

周防大島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
町内全域 ①製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700万円以上	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年間
情島、浮島、前島、笠佐島（離島振興） ①製造の事業、旅館業、農林水産物等販売業、 情報サービス業等 ②対象資産の取得価格 ○製造業、旅館業 〈資本金〉 〈取得価額〉 5,000万円以下 500万円以上 5,000万円超～1億円以下 1,000万円以上 1億円超 2,000万円以上 ○農林水産物等販売業、情報サービス業等 ・500万円以上 ・既存設備の取替・更新のための新增設は、生産能力などが概ね30%以上増加するもの	—	課税免除 (離島振興法)	固定資産税	3年間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する 地方活力向上地域内において、令和4年3月31日ま での間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事 業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経 過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設し た場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償 却資産で取得価額の合計が3,800万円（中小企業 1,900万円）以上のもの	新規雇 用5 (中小 企業 2)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.467/100 3年度 0.933/100	固定資産税 の一定割合	3年間

<p>町内全域</p> <p>①製造の事業、旅館業、農林水産物等販売業、 情報サービス業等</p> <p>②対象資産の取得価格</p> <p>○製造業、旅館業</p> <table border="0"> <tr> <td>〈資本金〉</td> <td>〈取得価額〉</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>→ 500万円以上</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超～5,000万円以下</td> <td>→ 1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超</td> <td>→ 2,000万円以上</td> </tr> </table> <p>○農林水産物等販売業、情報サービス業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500万円以上 ・ 既存設備の取替・更新のための新增設は、生産能力などが概ね30%以上増加するもの 	〈資本金〉	〈取得価額〉	1,000万円以下	→ 500万円以上	1,000万円超～5,000万円以下	→ 1,000万円以上	5,000万円超	→ 2,000万円以上	<p>—</p>	<p>不均一課税 (半島振興法)</p> <table border="0"> <tr> <td>初年度</td> <td>5/100</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>25/100</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>50/100</td> </tr> </table>	初年度	5/100	2年度	25/100	3年度	50/100	<p>固定資産税 の一定割合</p>	<p>3年間</p>
〈資本金〉	〈取得価額〉																	
1,000万円以下	→ 500万円以上																	
1,000万円超～5,000万円以下	→ 1,000万円以上																	
5,000万円超	→ 2,000万円以上																	
初年度	5/100																	
2年度	25/100																	
3年度	50/100																	